

29 日 百 発 第 87 号
平成 29 年 9 月 12 日

企業会計基準委員会
委員長 小野行雄 様



「収益認識基準に関する会計基準(案)」に関する意見

～企業会計基準公開草案第 61 号・企業会計基準適用指針公開草案第 61 号に対するコメント～

■ 意見の概要

当協会は、日本における百貨店事業者の団体として、平成 21 年より、IAS 第 18 号「収益」を中心に、わが国企業会計制度に国際財務報告基準(IFRS)が適用された場合、会員百貨店に与える影響予測と対応策について検討して参りました。平成 22 年 10 月 15 日には、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)の公開草案 ED/2010/6 「顧客との契約から生じる収益」に関する意見書をご送付して、貴委員会に対し、本人・代理人契約の識別を中心に、わが国会計制度と IFRS のコンバージェンスや IFRS 導入に向けたご検討の際にご高配をお願いしております。

7 月 20 日に貴委員会が公表された企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準(案)」は、典型的な消化仕入取引と返品条件付買取仕入取引の本人・代理人の識別に関する設例を掲載し、送料込ギフト商品の商品と配送役務の一体処理を認めるなど、当協会が要望していた“収益認識を巡り不要な実務上の混乱や大幅なシステム変更等の負荷を可能な限り発生させない”ための措置を講じつつ、今や国際標準となった IFRS 第 15 号と同等の会計制度をわが国に導入させる試みとして、評価致します。

ただし、本基準に基づく会計処理を行うためには、履行義務を識別し、開示情報を整理する等の準備に時間を要することから、強制適用の時期は、草案で提案された平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度ではなく、早期適用後の普及状況等を見定めつつ、改めて設定いただくとともに、商品券未使用残高に係る適用指針第 52~56 項等につきましても、実務的な負荷を軽減するため公開草案の一部修正をお願いしたいと存じます。

以下、意見公募に際して示された貴委員会の御質問に従って、具体的意見を述べます。

1. 代替的な取扱いについて

質問 4（重要性等に関する代替的な取扱いに関する質問）

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

公開草案が、現行の会計実務に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、IFRS 第 15 号における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いを提案されたことに同意いたします。

特に、適用指針公開草案の第 91 項(重要性が乏しい場合の取扱い)、第 92 項(顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合の取扱い)・第 93 項(出荷及び配送活動に関する会計処理の選択)は、当協会が平成 27 年 9 月 3 日と平成 28 年 5 月 27 日に要望した『送料込ギフト商品の「配送サービス」は、「商品」と区別して会計上識別する必要性が乏しく、従来通り(第 97 項と第 151 項で認められている出荷基準で)単体の商品として管理すること』を容認いただいたものであり、賛成いたします。

2. 適用時期について

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

公開草案は、平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用(強制適用)することと、早期適用時期として、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用(任意適用)できることを提案している。

任意の早期適用を認める時期については、提案された平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度とすることに同意する。

しかし、公開草案に基づく会計実務を行うためには、履行義務の識別や開示情報の整理等の準備に時間を要することが予想されるため、強制適用の時期は、草案で提案された平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度ではなく、早期適用後の普及状況等を見定めつつ、改めて設定いただくことを要望いたします。

3. 適用指針の設例について

質問 7-1 (IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例に関する質問)

本公開草案における IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 7-2 (我が国に特有な取引等についての設例に関する質問)

本公開草案における我が国に特有な取引等についての設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

公開草案は、収益を認識するための 5 つのステップを解説した設例 1、IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例 2~27 と、我が国特有の取引に関する IFRS 第 15 号の設例を基礎としたもの以外の設例 28~33 を提案されたことに同意いたします。

まず設例 1~27 は、IFRS 第 15 号を理解する上で必要な基本的解釈を例示したものであって、事業者に有用な提案として賛成いたします。

特に、設例 23(カスタマー・ロイヤリティ・プログラム)は、当協会が平成 28 年 5 月 27 日に要望した『現行のポイント引当金を前受収益として負債認識し、販売促進費等として処理したポイント引当金の増減を売上と相殺すること、四半期単位で報告日におけるポイント残高と失効状況を加味した簡便的な会計処理を認めること等を設例等で明確化すること』を取り上げられて、当期毎に発行ポイント・交換ポイント・交換見込みポイント等で計上する簡易な方法が例示されており、賛成いたします。

また設例 28~33 は、我が国特有の取引形態に係る問題であって、IFRS 第 15 号だけでは収益認識の判断に混乱するおそれがあるものであり、公開草案に提案されることに賛成いたします。

特に設例 29(小売業における消化仕入)は、IFRS 第 15 号では示されなかった“どのような消化仕入取引契約”が代理人取引となり、“どのような買取契約”であれば返品条件が付いていても本人取引となるのか、明確にガイダンスをし、会計処理の例示を記載いただいており、設例 29 を設けられたことに感謝申し上げます。

4. 顧客により行使されない権利(非行使部分)について

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

公開草案では、商品券の未回収額等「顧客により行使されない権利」は、契約負債とし、適用指針第 52～56 項により、商品券発行時に「顧客により行使されない権利(非行使部分)」の見積もりを行い、顧客の権利行使と比例して収益認識し、「顧客が残りの権利を行使する可能性が非常に低くなった時」に、非行使部分(未使用残高)を収益認識する旨が記載された。

これにより、例えば、発行後 10 年間で発行額の 1%程度を残して回収が進まなくなる商品券の場合、発行時に 1%分を収益として、10 年間に回収割合に比例させて計上させることとなる。これは、現行の実務上の会計処理に従って、発行 11 年目に未回収残高(発行額の 1%)を収益計上し、発行後 11 年以上経過した商品券を回収した場合に損金計上する方法と大きく異なり、会計実務が複雑になる反面、会計上重要性が乏しいものと考えられる。

商品券の未使用残高については、現行実務通り、一定期間経過後(例えば発行 10 年後)の一括計上を認めていただきたい。

以 上